

■第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画(R5-7)における具体的な取組み【令和7年度実績(確定)値】

No	基本方針	重点施策	第2期計画における具体的な取組み		令和7年度の取組予定 (取組予定の具体的な内容、スケジュール等)	令和7年度の実績(値)	
			項目	概要		取組内容等	達成状況
1	I．普及啓発の強化	重点①	児童・生徒への普及啓発	高等学校等の生徒を対象としたギャンブル等依存症についての啓発資料を作成し、予防啓発のための授業等を実施する。	令和6年度に改良し、周知済み	令和6年度に改良し、周知済み	○：概ね予定どおり
2	I．普及啓発の強化	重点①	児童・生徒への普及啓発	高等学校等の生徒を対象としたギャンブル等依存症についての啓発資料を作成し、予防啓発のための授業等を実施する。	ギャンブル等依存症についての依存症予防啓発ツールを高等学校の授業で教員が使用できるよう紹介し、授業実施が定着するための一助とする。	令和7年12月2日に開催した「令和7年度学校安全教室推進事業 薬物乱用防止教育推進講習会」において、こころの健康総合センターが作成した「依存症予防啓発ツール」を周知した。後日、市町村教育委員会あてにもアクセス方法などを記した文書を通知した。 【実績値】 教職員、薬物乱用防止教室に関連する指導者向け研修（令和7年12月） 参加者数：160名	○：概ね予定どおり
3	I．普及啓発の強化	重点①	児童・生徒への普及啓発	高等学校等の教員向けに、予防教育に活用できる補助教材を作成し、活用の促進を図る。	令和5年度に作成した高校生向け予防啓発ツールの活用を含めたギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するため、教員向け研修等を実施する（受講者数100名以上）。	依存症予防教育教職員向け研修 対面2回（7/9・12/12）、オンデマンド2回 研修受講者数：239名	○：概ね予定どおり
4	I．普及啓発の強化	重点①	児童・生徒への普及啓発	高等学校等の教員に対して、文部科学省の指導参考資料の周知に努めるとともに、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するための研修を実施する。	・ギャンブル等依存症の予防啓発として、オンラインカジノの違法性や依存症について注意喚起を行う。 6月府立高等学校PTA総会 7月府立学校長協会 12月薬物乱用防止教育推進講習会 ・大阪府高等学校教育課程協議会「保健体育部会」において高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説やギャンブル等依存症指導参考資料等を周知する。	①以下の会議等においてオンラインカジノの違法性、相談窓口などについて啓発を行った。 【実績値】 ・府立高等学校PTA総会（6月） 参加者数：約300名 ・府立学校長協会（7月） 参加者数：約200名 ・薬物乱用防止教育推進講習会（12月） 参加者数：約160名 ②大阪府高等学校教育課程協議会「保健体育部会」において心の健康総合センター作成の「依存症予防啓発ツール」やギャンブル等依存症指導参考資料等を周知。 ③生徒に対してオンラインカジノの違法性について夏休み前のホームルーム等の時間を利用して注意喚起するよう各府立学校および高等学校を設置する市町村教育委員会あて依頼した。（令和7年7月9日付け教保第1773号）	◎：予定以上
5	I．普及啓発の強化	重点①	児童・生徒への普及啓発	相談拠点において、小・中・高等学校等の協力のもと、ギャンブル等依存症を含むこころの健康について、発達段階に応じた予防啓発を実施する。	希望があった府内の高校等に対して、ギャンブル等依存症を含む依存症（メンタルヘルス含む）に関する出前授業を実施する（No.9含め10校程度）。	7校（8回）（延べ1,463名）に、依存に関する出前事業を実施 ※No.9との合算 ※大阪市こころCで実施分は除く	○：概ね予定どおり
6	I．普及啓発の強化	重点①	児童・生徒への普及啓発	オンラインカジノは違法であることを、予防啓発授業等の機会を通じて周知する。	オンラインカジノが違法であることを、予防啓発授業等の機会を通じて周知するとともに、令和6年度に作成した高校生向けギャンブル等依存症啓発チラシについて、教育庁に配布を依頼する。	・依存症予防教育教職員向け研修等にて、オンラインカジノの違法性について周知 研修受講者数：239名 ・高校生向け予防啓発ツールに、オンラインカジノは違法であることを記載 ・オンラインカジノの違法性を記載した高校生向けギャンブル等依存症啓発チラシのデータの配布を教育庁へ依頼	○：概ね予定どおり
7	I．普及啓発の強化	重点①	児童・生徒への普及啓発	公営競技におけるインターネット投票に関する注意喚起等を、予防啓発授業等の機会を通じて行う。	予防啓発授業等の機会を通じて、公営競技におけるインターネット投票に関する注意喚起等を行うとともに、令和6年度に作成した高校生向けギャンブル等依存症啓発チラシについて、教育庁に配布を依頼する。	・依存症予防教育教職員向け研修等にて、インターネット投票に関する注意喚起を行う 研修受講者数：239名 ・高校生向け予防啓発ツールに、インターネット投票に関する注意喚起等を記載 ・インターネット投票に関する注意喚起等を記載した高校生向けギャンブル等依存症啓発チラシを作成し、教育庁へ配布を依頼	○：概ね予定どおり

No	基本方針	重点施策	第2期計画における具体的な取組み		令和7年度の取組予定 (取組予定の具体的な内容、スケジュール等)	令和7年度の実績(値)	
			項目	概要		取組内容等	達成状況
8	I. 普及啓発の強化	重点①	大学・専修学校等への普及啓発	大学・専修学校等の教員を対象とした、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するための研修を実施する。	教職員向けの研修（No. 3）の対象に大学や専修学校の教員も含め、研修を実施する（受講者数100名以上）。	依存症予防教育教職員向け研修 対面2回、オンデマンド2回 研修受講者数：239名（教員137名、その他：102名）	○：概ね予定どおり
9	I. 普及啓発の強化	重点①	大学・専修学校等への普及啓発	大学・専修学校において、学生を対象としたギャンブル等依存症に関する予防啓発を実施する。	希望のあった大学・専修学校等の学生を対象に、依存症の予防啓発を実施する（No. 5含め10校程度）。	7校（8回）（延べ1,463名）に、依存症予防啓発教育出前事業を実施 ※No. 5との合算 ※大阪市こころCで実施分は除く	○：概ね予定どおり
10	I. 普及啓発の強化	重点①	若年層にかかわる機会がある人たちへの普及啓発	青少年指導員等を対象とした、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するための研修を実施する。	青少年指導員等を対象とし、ギャンブル等依存症に関する正しい知識についての研修を実施（1回）。	【大阪府】 ・青少年支援課主催の大阪府青少年指導員連絡協議会第2回研修会（2/15）にて若者・地域支援者向け依存症予防啓発研修を開催 参加者：170名 【大阪市】 別途実施	○：概ね予定どおり
11	I. 普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	依存症に悩む本人やその家族等が必要な情報に容易にアクセスできるよう、依存症に関する各種情報が一元的に集約された依存症総合ポータルサイトを整備する。	依存症ポータルサイトを整備し、情報を発信する。	118,113件（R7.4～R8.3）≒118,000件／年	○：概ね予定どおり
12	I. 普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	府民へのギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進すべく、シンポジウムやセミナー、パネル展示等を行う。	各保健所圏域ごとに府民・関係機関を対象としたセミナーや交流会を開催し、依存症に対する正しい知識を普及する。	16保健所	○：概ね予定どおり
13	I. 普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	府民へのギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進すべく、シンポジウムやセミナー、パネル展示等を行う。	保健所内のロビー展示や、市町村の健康展等に参加する際にリーフレット等を配布することにより、依存症に対する正しい知識を普及する。	16保健所（全ての大阪府・中核市保健所で実施）	○：概ね予定どおり
14	I. 普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	府民へのギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進すべく、シンポジウムやセミナー、パネル展示等を行う。	依存症に関する基本的な知識など、正しい理解を深めるための広く府民を対象としたセミナーを開催し、普及啓発を促進する（1回）。	【地域保健課】 ・シンポジウム 1回開催 参加者数 500名 オンデマンド配信：4,128名（6/24～3/31） 【こころC】 ・府民セミナー 対面1回（10/18） 参加者76名 ※1/13～3/13でオンデマンド配信を実施 申込者446名	○：概ね予定どおり
15	I. 普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	府民へのギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進すべく、シンポジウムやセミナー、パネル展示等を行う。	新成人向けの啓発チラシを作成し、府内各市区町村で開催される成人式において配布する。	各市区町村に照会の上で必要枚数または、電子データを配布（42市町村）	○：概ね予定どおり

No	基本方針	重点施策	第2期計画における具体的な取組み		令和7年度の取組予定 (取組予定の具体的な内容、スケジュール等)	令和7年度の実績(値)	
			項目	概要		取組内容等	達成状況
16	I．普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	ギャンブル等行動に不安を感じている人が、セルフチェックやギャンブル等行動の把握等に活用できるアプリを普及する。	セルフチェックやギャンブル等行動の把握等に活用できる、ギャンブル等依存症相談支援アプリ「DaySee」を相談拠点、医療機関、市町村等に周知する。	アプリダウンロード数：2,443ダウンロード	○：概ね予定どおり
17	I．普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等にかかわる機会がある民生委員・児童委員、保護司等に対して、リーフレット等啓発ツールの配布などを行う。	民生委員・児童委員、保護司等が参加する研修会等において、リーフレット等を配布する。	民生委員協議会会長連絡会や保護司会研修会等において、啓発チラシ等を配布（計4回・290枚）	○：概ね予定どおり
18	I．普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	消費者向けイベントや企業等において、リーフレット等啓発ツールの配布などを行う。	「債務整理相談窓口のご案内」のリーフレットに、依存症を含めたこころの悩みの相談窓口を掲載することで、相談窓口の周知を行う。	・大阪府HPへ相談窓口を掲載し周知した。（掲載日：令和7年4月28日） ・市町村担当者連絡会議（オンデマンド形式）において、リーフレットのデータを提供した。 また、紙媒体のものを希望する市町村（12市町）に対し、計285部を配布した。 ・「大阪府消費者フェア2025」のWebサイトにリーフレットを掲載し周知した。（令和7年10月17日～同年11月10日）	○：概ね予定どおり
19	I．普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	消費者向けイベントや企業等において、リーフレット等啓発ツールの配布などを行う。	消費者向けイベントや消費生活センター配架スペース等において、リーフレット等による啓発を実施する。	リーフレット配布数　30部	○：概ね予定どおり
20	I．普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	消費者向けイベントや企業等において、リーフレット等啓発ツールの配布などを行う。	消費生活相談（多重債務、住宅関連、医療等、専門相談窓口を有する相談を除く）の中で、依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、保健所等の相談窓口等へのつなぎや情報提供に努める。	「大阪府消費者フェア2025」において、Webサイト上の情報コーナーにて動画「知ってな！ギャンブル等依存症のこと」を配信	○：概ね予定どおり
21	I．普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	消費者向けイベントや企業等において、リーフレット等啓発ツールの配布などを行う。	労働環境課において、リーフレット等の配架を行う。	労働環境課において、リーフレットを配架	○：概ね予定どおり
22	I．普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	消費者向けイベントや企業等において、リーフレット等啓発ツールの配布などを行う。	事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会など、労働環境課で実施するセミナーの際にリーフレット等を配布する。	労働環境課で実施するセミナー等で、リーフレットを配布	○：概ね予定どおり
23	I．普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	オンラインカジノは違法であることを、啓発ツールやセミナー等の機会を活用して周知する。	啓発ツールやセミナーの機会において、オンラインカジノが違法であることについての周知を行う。	・依存症予防教育教職員向け研修等にて、オンラインカジノの違法性について周知 研修受講者数：239名 ・高校生向け予防啓発ツールに、オンラインカジノは違法であることを記載 ・街頭で啓発物（ティッシュ）を配布して啓発活動を実施：1回 ・オンラインカジノの違法性を記載した高校生向けギャンブル等依存症啓発チラシのデータの配布を教育庁へ依頼。また、大学においても配布。 ・府民セミナー開始前にクイズ形式のスライドにてオンラインカジノの違法性について周知した。 府民セミナー参加者数（会場参加者）：76名	○：概ね予定どおり

No	基本方針	重点施策	第2期計画における具体的な取組み		令和7年度の取組予定 (取組予定の具体的な内容、スケジュール等)	令和7年度の実績(値)	
			項目	概要		取組内容等	達成状況
24	I．普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	公営競技におけるインターネット投票に関する注意喚起等を、啓発ツールやセミナー等の機会を活用して行う。	啓発ツールやセミナーの機会において公営競技におけるインターネット投票に関する注意喚起等を行う。	・依存症予防教育教職員向け研修等にて、インターネット投票に関する注意喚起を行う 研修受講者数：239名 ・高校生向け予防啓発ツールに、インターネット投票に関する注意喚起等を記載 ・インターネット投票に関する注意喚起等を記載した高校生向けギャンブル等依存症啓発チラシデータの配布を教育庁へ依頼。また、大学においても配布。 ・府民セミナー開始前にクイズ形式のスライドにてインターネット投票に関する注意喚起について周知した。 府民セミナー参加者数（会場参加者）：76名	○：概ね予定どおり
25	I．普及啓発の強化	重点②	多様な関係機関と連携したギャンブル等依存症問題啓発月間における普及啓発	ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するため、府民を対象としたイベントの実施など普及啓発活動を展開する。	ギャンブル等依存症問題啓発月間において、シンポジウムの開催や、啓発動画を作成するとともにデジタルサイネージ等を活用し啓発を行う。	・シンポジウム開催：1回 ・動画スマホ表示回数（ターゲティング広告）：2,430,843回	○：概ね予定どおり
26	I．普及啓発の強化	重点②	多様な関係機関と連携したギャンブル等依存症問題啓発月間における普及啓発	ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するため、府民を対象としたイベントの実施など普及啓発活動を展開する。	ギャンブル等依存症問題啓発月間において、庁内関係課や民間企業等と協力し、依存症の正しい知識の普及や相談窓口等の情報について周知を行う。	・庁内関係課 チラシ配布数：270部 ポスター掲示数：96部 ・民間企業・大学等 協力先企業・大学等数：10社、5大学・専門学校	○：概ね予定どおり
27	I．普及啓発の強化	重点②	多様な関係機関と連携したギャンブル等依存症問題啓発月間における普及啓発	ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するため、府民を対象としたイベントの実施など普及啓発活動を展開する。	ギャンブル等依存症問題啓発月間において、各保健所等でロビー展示等の啓発を行う。	府・中核市全保健所16箇所及びこころの健康総合センターにおいてロビー展示を実施	○：概ね予定どおり
28	I．普及啓発の強化	重点②	多様な関係機関と連携したギャンブル等依存症問題啓発月間における普及啓発	OAC（大阪アディクションセンター）の加盟機関・団体が実施する普及啓発活動をホームページに掲載し、広く府民に情報発信する。	ギャンブル等依存症問題啓発月間において、OACの加盟機関・団体の取組み予定をとりまとめ、大阪府のホームページに掲載する。	O A C の加盟機関・団体における5月のギャンブル等依存症問題啓発月間の取組み予定をとりまとめ、ホームページに掲載	○：概ね予定どおり
29	I．普及啓発の強化	重点②	多様な関係機関と連携したギャンブル等依存症問題啓発月間における普及啓発	ギャンブル等依存症問題啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう、市町村と相互に連携して取り組む。	ギャンブル等依存症問題啓発月間において、市町村に対して相談窓口の周知等の広報について協力依頼を行う。	43市町村（府内全市町村）	○：概ね予定どおり
30	I．普及啓発の強化	重点②	多様な関係機関と連携したギャンブル等依存症問題啓発月間における普及啓発	関係事業者（公営競技場とばちんこ・パチスロ営業所）と協力し、相談窓口等の情報を周知する。	ギャンブル等依存症問題啓発週間において、関係事業者（公営競技場とばちんこ・パチスロ営業所）と協力し、依存症の正しい知識の普及や相談窓口等の情報について周知を行う。	4事業所 ・大阪府市都市ボートレス企業団 ・岸和田市公営競技事務所 ・JRA日本中央競馬会 ・大阪府遊技業協同組合	○：概ね予定どおり
31	II．相談支援体制の強化	重点③	相談窓口の整備	相談拠点である大阪府こころの健康総合センターにおいて、平日のほか、第2・第4土曜日にも相談に対応する。	平日の日中に依存症について相談することが難しい人のために、第2・第4土曜日の来所相談を実施する。また、5月と6月は特別相談会として第1第3土曜日にも来所相談を実施する。	・こころCにおける依存症の専門相談 ギャンブル等依存症に関する相談：実341件、延べ746件 ・ギャンブル等依存症問題啓発月間時に土曜特別相談を実施（5月第3土曜、6月第1・3土曜）	○：概ね予定どおり

No	基本方針	重点施策	第2期計画における具体的な取組み		令和7年度の取組予定 (取組予定の具体的な内容、スケジュール等)	令和7年度の実績(値)	
			項目	概要		取組内容等	達成状況
32	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	相談窓口の整備	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、気軽に相談ができるよう、SNSやオンラインなどを活用するとともに、借金問題等の抱える課題に応じた専門相談など、相談窓口の充実を図る。	SNS相談「大阪依存症ほっとライン」を実施するとともに、AIチャットボット「大阪依存症チャット」を構築・運用する。	SNS相談：1920件	○：概ね予定どおり
33	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	相談窓口の整備	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、気軽に相談ができるよう、SNSやオンラインなどを活用するとともに、借金問題等の抱える課題に応じた専門相談など、相談窓口の充実を図る。	依存症専門相談において、借金問題等の課題に応じた専門相談を実施する。	・借金専門相談を27件実施 ・府民セミナーにおいて借金相談を3件実施 ・ギャンブル等依存症問題啓発月間時の土曜相談（特別相談含む）の中で、借金相談を7件実施（5月第2・3・4土曜）	○：概ね予定どおり
34	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	本人及びその家族等への相談支援の充実	相談拠点において、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等への相談や訪問を実施する。	依存症相談拠点において、依存症の本人及び家族等への相談支援を行う。	・こころCにおける依存症の専門相談 ギャンブル等依存症に関する相談：実341件、述べ746件 ・府保健所・中核市保健所 ギャンブル等依存症に関する相談： （府9保健所）延べ697件 ※R6の数値 （中核市保健所）延べ510件 ※R6の数値 （16保健所）実258件 ※R6の数値 ・政令市 大阪市：実354件、延べ765件 堺市：実262件、延べ831件	○：概ね予定どおり
35	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	本人及びその家族等への相談支援の充実	相談拠点において、ギャンブル等依存症の本人を対象とした回復プログラム及び家族等を対象としたサポートプログラムの充実を図る。	本人向け集団回復プログラム及び家族サポートプログラム（特別講座含む）を実施する。	・集団回復プログラムを2クール実施 ・家族サポートプログラムを2クール実施 ・家族向け特別講座を3回実施	○：概ね予定どおり
36	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	本人及びその家族等への相談支援の充実	市町村や関係機関の相談窓口担当者が、ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解したうえで、相談拠点や医療機関、自助グループ・民間団体等に関する情報提供ができるよう、必要な情報の周知に努める。	市町村との会議等や市町村相談員向けの債務整理に関する研修会において、依存症に関する相談窓口や研修会等の周知に協力する。	・市町村担当者連絡会議（オンデマンド形式）を開催した。（令和7年5月1日～同月30日） ・債務整理に係る研修会を開催した。（令和7年7月31日） 参加者：市町村相談員等19名 ・市町村多重債務相談窓口への訪問ヒアリング時に依存症に関するチラシ等を配布した。	○：概ね予定どおり
37	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	本人及びその家族等への相談支援の充実	府における様々な相談窓口において、ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解したうえで、相談拠点や医療機関、自助グループ・民間団体等に関する情報提供を行うなど、必要な支援につなげるよう努める。	大阪府が主催する生活困窮者支援会議等で、自立相談支援機関等に対し、依存症の本人や家族等への支援や保健所等の相談窓口等について情報提供を行う。	市町村生活困窮者自立支援制度担当課長連絡会議にてギャンブル等依存症の相談窓口やポータルサイト等の情報提供を行った。 市町村職員参加人数（政令・中核市含む）：47名（対面）	○：概ね予定どおり
38	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	本人及びその家族等への相談支援の充実	府における様々な相談窓口において、ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解したうえで、相談拠点や医療機関、自助グループ・民間団体等に関する情報提供を行うなど、必要な支援につなげるよう努める。	消費生活相談（多重債務、住宅関連、医療等、専門相談窓口を有する相談を除く）の中で、依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、保健所等の相談窓口等へのつなぎや情報提供に努める。	依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれていると考えられる消費生活相談：4件（令和7年3月末現在）	○：概ね予定どおり
39	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	本人及びその家族等への相談支援の充実	府における様々な相談窓口において、ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解したうえで、相談拠点や医療機関、自助グループ・民間団体等に関する情報提供を行うなど、必要な支援につなげるよう努める。	大阪府が主催するDV被害者支援や児童虐待に関する会議・研修等で、支援者（団体）に対し、背景に依存症に関連した問題があった場合又は疑われる場合の支援や保健所等の相談窓口等についての情報提供を行う。	府主催の児童虐待に関する研修で情報提供を実施	○：概ね予定どおり

No	基本方針	重点施策	第2期計画における具体的な取組み		令和7年度の取組予定 (取組予定の具体的な内容、スケジュール等)	令和7年度の実績(値)	
			項目	概要		取組内容等	達成状況
40	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	本人及びその家族等への相談支援の充実	府における様々な相談窓口において、ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解したうえで、相談拠点や医療機関、自助グループ・民間団体等に関する情報提供を行うなど、必要な支援につなげるよう努める。	労働環境課で実施している労働者及び使用者を対象とした労働相談及びメンタルヘルス専門相談において、依存症に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等へのつなぎや情報提供に努める。	相談件数2件（労働相談等において、ギャンブル及び依存を含む相談があった。）	○：概ね予定どおり
41	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	本人及びその家族等への相談支援の充実	府における様々な相談窓口において、ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解したうえで、相談拠点や医療機関、自助グループ・民間団体等に関する情報提供を行うなど、必要な支援につなげるよう努める。	依存症相談拠点等が開催する研修や事例検討の案内を相談員に周知し、参加を促進する。また、女性相談、男性相談の中で、依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、相談窓口等の情報提供に努める。	女性電話・面接相談、男性電話相談件数（延べ件数）：3,593件	○：概ね予定どおり
42	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	本人及びその家族等への相談支援の充実	ギャンブル等に関する問題のある家庭の子どもが、ひとりで悩みを抱えずに相談できるよう、子どものための相談窓口の情報提供を行う。	24時間対応の電話相談「すこやか教育相談24」やLINE相談等の相談窓口の周知を行う。	全ての府立高校に年3回以上、24時間対応の電話相談「すこやか教育相談24」やLINE相談等の相談窓口の周知を行った。	○：概ね予定どおり
43	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	本人及びその家族等への相談支援の充実	ギャンブル等に関する問題のある家庭の子どもが、ひとりで悩みを抱えずに相談できるよう、子どものための相談窓口の情報提供を行う。	若年層（～39歳まで）を対象とした若者専用電話相談「わかぼちダイヤル」の周知を行う。	「ひとりで悩まないで」相談窓口一覧チラシ配布数　5,146枚	○：概ね予定どおり
44	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	回復支援の充実	相談拠点において、市町村等の相談窓口担当者や自助グループ・民間団体等と連携し、ギャンブル等依存症の本人の回復支援と家族等への包括的なサポートを行う。	依存症相談拠点の相談支援において、医療や福祉の支援を必要とする本人及び家族等に対して、医療や福祉のサービス等の情報提供を行い、継続した支援を行う。	こころCにおける依存症の専門相談 ギャンブル等依存症に関する相談：実341件、延べ746件 ※N0. 31再掲	○：概ね予定どおり

No	基本方針	重点施策	第2期計画における具体的な取組み		令和7年度の取組予定 (取組予定の具体的な内容、スケジュール等)	令和7年度の実績(値)	
			項目	概要		取組内容等	達成状況
45	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	回復支援の充実	相談拠点において、市町村等の相談窓口担当者や自助グループ・民間団体等と連携し、ギャンブル等依存症の本人の回復支援と家族等への包括的なサポートを行う。	府こころCにおいて、借金相談・関係機関職員による出張相談、同行支援、本人向け集団サポートプログラム、家族サポートプログラム、特別講座等を通じて、必要に応じて、本人及び家族等を医療機関や自助グループ、民間団体等につなぐ。	・依存症の専門相談を実施し、その中で必要に応じて自助グループや民間団体等へのつながぎを行った。こころC：実215件 ・借金専門相談、こころC職員又は関係機関職員による出張相談・同行支援の件数45件 ・集団回復プログラムを2クール実施 ・家族サポートプログラムを2クール実施 ・家族向け特別講座を3回実施	○：概ね予定どおり
					また、府・中核市保健所において、ギャンブル等依存症に関する相談のうち、必要に応じて、自助グループ、民間団体等につなぐ。	・府・中核市保健所において、ギャンブル等依存症に関する相談のうち、必要に応じて、自助グループ、民間団体等につなぎを行った。 相談実数258件、うち自助グループ等への紹介数136件	○：概ね予定どおり
46	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	本人及びその家族等への相談支援の充実	府における様々な相談窓口において、ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解したうえで、相談拠点や医療機関、自助グループ・民間団体等に関する情報提供を行うなど、必要な支援につなげるよう努める。	虐待・自殺未遂事案について、依存症に関連した問題が疑われる場合には、必要に応じて地域の関係機関と連携して、相談機関や医療機関等につなぐなどの支援を行う。	虐待・自殺未遂事案について、依存症に関連した問題が疑われる場合には、必要に応じて地域の関係機関と連携して、相談機関や医療機関等につなぐなどの支援を実施。	○：概ね予定どおり
47	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	回復支援の充実	ギャンブル等依存症等様々な要因により、就職が困難な人や離職を繰り返す人に対して、就業定着支援を行う。	OSAKAしごとフィールドにおいて、様々な阻害要因を抱える方に対し、カウンセリングやセミナー等を通じて就業支援を行う。	OSAKAしごとフィールドにおいて、ギャンブル等依存症問題など様々な阻害要因を抱える方に対し、カウンセリングやセミナー等を通じて就業支援を実施した。(ギャンブル等依存症に関する件数のみを抽出することは困難)	○：概ね予定どおり
48	Ⅱ．相談支援体制の強化	重点③	回復支援の充実	ギャンブル等依存症である受刑者等に対して、退所後等の切れ目のない支援を行う。	依存症の問題に悩む受刑者等に対して、退所後の切れ目のない支援を行うため、矯正施設と連携し、依存症に関する相談についてのチラシの提供や、受刑者からの問い合わせについて対応する。	・依存症の相談窓口等のチラシを保護観察所に提供。保護観察所内のプログラムなどで対象者に手交を依頼。 ・依存症関連機関連携会議において取組みを共有（第1回を6/11に開催、第2回を3/11に開催）。 ・依存症の問題に悩む受刑者から郵送での相談先等の問い合わせがあった場合は、相談機関等を記載した資料を送付。	○：概ね予定どおり
49	Ⅲ．治療体制の強化	重点④	ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実	ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関を増やすため、医療機関職員を対象としたギャンブル等依存症やその治療についての専門的な研修を実施する。	医療機関職員を対象に、依存症の治療に関する専門知識や専門プログラムについての研修を実施する（1回）。	依存症医療研修として、大阪精神医療センターに委託し、1回開催。	○：概ね予定どおり
50	Ⅲ．治療体制の強化	重点④	ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実	ギャンブル等の問題に気づき、簡易介入し、必要に応じて専門医療機関につなげることができる医療機関の裾野拡大を図るため、ギャンブル等依存症の早期発見・介入等を行うための簡易介入マニュアルを作成し、一般医療機関（かかりつけ医等）を含めた医療機関の職員を対象とした研修を通じて普及を図る。	令和5年度に作成した医療機関向け簡易介入マニュアルの使用方法を含めた、医療機関への研修を実施する（1回）。	・ギャンブル等依存症簡易介入マニュアルを改訂。 ・ギャンブル等依存症簡易介入マニュアル普及研修会を2/27開催(1回)：受講者数79名	○：概ね予定どおり

No	基本方針	重点施策	第2期計画における具体的な取組み		令和7年度の取組予定 (取組予定の具体的な内容、スケジュール等)	令和7年度の実績(値)	
			項目	概要		取組内容等	達成状況
51	Ⅲ. 治療体制の強化	重点④	ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実	精神科医療機関に対して、依存症対策全国センター等が実施する専門研修の参加促進を図る。	医療機関に対して、依存症対策全国拠点機関実施の研修の案内を行う。	ギャンブル等依存症研修 申込者数：合計15名 ・治療指導者研修 受講者：5名（内、医療機関4名） ・相談対応指導者研修 受講者：4名（内、医療機関0名） ・地域生活支援指導者養成研修 受講者：4名（内、医療機関0名） ・ギャンブル障害の標準的治療プログラム研修 申込者：2名（府把握分。医療機関より直接申込のため、受講実績不明。）	○：概ね予定どおり
52	Ⅲ. 治療体制の強化	重点④	ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実	医療機関に対して、必要に応じて、ギャンブル等依存症の専門医療機関につなぐよう連携促進について協力を依頼する。	医療機関に対して、必要に応じて、ギャンブル等依存症の専門医療機関につなぐよう連携促進について協力を依頼する。	府内の精神科医療機関に対し、おおさか依存症ポータルサイトの周知チラシを配布。	○：概ね予定どおり
53	Ⅲ. 治療体制の強化	重点④	専門治療プログラムの普及	依存症治療拠点機関で実施しているギャンブル等依存症の専門治療プログラムについて、精神科医療機関が広く実施できるよう普及支援を行う。	依存症治療拠点機関で実施している専門治療プログラムの普及支援を行う（2医療機関）。	・依存症治療拠点機関（大阪精神医療センター）で実施しているGAMPについて、2機関に対して普及を実施。 ・「GAMP普及リーフレット」を作成し、精神科医療機関へ周知を実施。	○：概ね予定どおり
54	Ⅲ. 治療体制の強化	重点④	受診したギャンブル等依存症の本人等への支援	精神科医療機関と自助グループ・民間団体等が連携し、受診後又は退院後のギャンブル等依存症の本人等に必要な支援を行うことができるよう、医療機関に対して自助グループ・民間団体等の情報提供を行うとともに、医療機関向け研修で自助グループ・民間団体の役割や具体的な活動を紹介する。	自助グループや相談窓口、医療機関等の情報を掲載したおおさか依存症ポータルサイトを、医療機関職員対象の研修等で周知し、医療機関において、府民から相談があった際に活用してもらう。	医療機関職員研修において自助グループや民間団体についての情報提供を実施（3回）	○：概ね予定どおり
55	Ⅳ. 切れ目ない回復支援体制の強化	重点⑤	ネットワークの強化	OACのネットワークを活用し、医療・福祉・司法・自助グループ・行政等の情報共有等や、加盟する機関等による交流会等を行うことにより、顔の見える連携を促進する。	大阪アディクションセンターのネットワークを通じて、医療・福祉・司法・教育・自助グループ・行政等が情報共有・連携促進を図る。	・OAC交流イベント：1回（1/14）・42名 ・地域交流会（保健所圏域）の開催支援件数：13回	○：概ね予定どおり

No	基本方針	重点施策	第2期計画における具体的な取組み		令和7年度の取組予定 (取組予定の具体的な内容、スケジュール等)	令和7年度の実績(値)	
			項目	概要		取組内容等	達成状況
56	Ⅳ. 切れ目ない回復支援体制の強化	重点⑤	ネットワークの強化	大阪府依存症関連機関連携会議及びギャンブル等依存症地域支援体制推進部会を通じて、各事業の成果や課題などを共有することにより、依存症関連機関の連携協力体制を強化する。	大阪依存症関連機関連携会議及び同専門部会等を開催し、大阪アディクションセンターの連携協力体制を構築する（大阪府依存症関連機関連携会議2回、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会1回）。	・以下の会議を開催 依存症関連機関連携会議：2回（6/11、3/11） ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会：1回（10/1） アルコール健康障がい対策部会：1回（11/6） 薬物依存症地域支援体制推進部会：1回（12/24）	○：概ね予定どおり
57	Ⅳ. 切れ目ない回復支援体制の強化	重点⑤	ネットワークの強化	府保健所における精神保健医療福祉に関するネットワーク会議において、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等への支援に関する情報共有や事例検討等を通じて、市町村等関係機関の相互連携体制を強化する。	府保健所における精神保健医療福祉に関するネットワーク会議において、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等への支援に関する情報共有や事例検討を開催する。	開催した保健所数：5保健所	○：概ね予定どおり
58	Ⅳ. 切れ目ない回復支援体制の強化	重点⑤	ネットワークの強化	大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部のもとで、庁内関係部局との連携を強化することにより、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する。	大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部を開催し、庁内関係部局との連携を図る。	2回開催	○：概ね予定どおり
59	Ⅳ. 切れ目ない回復支援体制の強化	重点⑤	円滑な連携支援の実施	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が抱える課題の種類や困難度に応じて、関係機関等が連携し、適切な支援を行う。	相談拠点の相談者に対し、自助グループ・民間団体等について情報提供を行う。	・依存症の専門相談を実施し、その中で必要に応じて自助グループや民間団体等へのつなぎを行った。 こころの健康総合C：215件（実数） 府・中核市保健所：136件（実数） ※N0. 45参照	○：概ね予定どおり
60	Ⅳ. 切れ目ない回復支援体制の強化	重点⑤	円滑な連携支援の実施	連携支援が円滑に実施できるよう、カンファレンス等において課題共有や支援の振り返り等を行い、連携モデルの構築を図る。	円滑な連携が図れるよう、架空事例を用いた事例検討会を府内5力所で実施し、機関の役割や連携支援について理解を深めるとともに、連携モデルの構築を図る。	・事例検討会を6回実施した。 ・連携モデル構築事業について、令和5年度からの3年間の活動報告書を作成した。	○：概ね予定どおり
61	Ⅳ. 切れ目ない回復支援体制の強化	重点⑥	自助グループ・民間団体等が行う活動への支援	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が抱える課題の種類や困難度に応じて対応していくため、当事者性や専門性を兼ね備え、課題解決に必要な支援能力を有する自助グループ・民間団体等と協働して支援を行う。	大阪アディクションセンターに加盟する機関・団体が取り組むミーティング活動、相談事業・普及啓発・情報提供への補助を行う「早期介入・回復継続支援事業」を実施する。	・「早期介入・回復継続支援事業」に基づく補助を実施した団体数：10団体・14事業 ・「社会復帰支援促進事業費補助金」（ギャンブル等依存症対策基金活用事業）により補助を実施した団体数：2団体・2事業	○：概ね予定どおり
62	Ⅳ. 切れ目ない回復支援体制の強化	重点⑥	自助グループ・民間団体等が行う活動への支援	協働パートナーとしての支援の担い手を確保するため、民間団体等の強み等を活かした支援活動に財政的支援を行う。	大阪アディクションセンターに加盟する機関・団体が取り組むミーティング活動、相談事業・普及啓発・情報提供への補助を行う「早期介入・回復継続支援事業」を実施する。	・「早期介入・回復継続支援事業」に基づく補助を実施した団体数：10団体・14事業 ・「社会復帰支援促進事業費補助金」（ギャンブル等依存症対策基金活用事業）により補助を実施した団体数：2団体・2事業 ※N0. 61再掲	○：概ね予定どおり
63	Ⅳ. 切れ目ない回復支援体制の強化	重点⑥	自助グループ・民間団体等が行う活動への支援	自助グループ・民間団体等の活動や取組みについて、ホームページやリーフレット等を通じて、広く府民に情報提供する。	ホームページやリーフレットを通じて、自助グループ・民間団体の活動等の情報提供を行う。	ポータルサイトアクセス数：118,113件 ※N0. 11再掲	◎：予定以上

No	基本方針	重点施策	第2期計画における具体的な取組み		令和7年度の取組予定 (取組予定の具体的な内容、スケジュール等)	令和7年度の実績(値)	
			項目	概要		取組内容等	達成状況
64	Ⅳ. 切れ目ない回復支援体制の強化	重点⑥	自助グループ・民間団体等が行う活動への支援	自助グループ・民間団体等における府民を対象とした取組みについて後援することにより、活動の広がりを支援する。	自助グループや民間団体等が行う、府民を対象とした公益性の高い取組みについて後援する。	後援名義：4件	○：概ね予定どおり
65	Ⅳ. 切れ目ない回復支援体制の強化	重点⑥	自助グループ・民間団体等との協働	府と自助グループ・民間団体等が連携し、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及啓発を行う。	自助グループ・民間団体等と連携し、正しい知識の普及啓発を行う。	見学会を10機関・20回開催し、延べ81名が見学	○：概ね予定どおり
66	Ⅳ. 切れ目ない回復支援体制の強化	重点⑥	自助グループ・民間団体等との協働	人材養成研修等に自助グループ・民間団体等が参画し、体験談の講演を行うなど、当事者の声に接する機会を創出することにより、支援者間での協働意識の醸成を図る。	研修等の人材養成において、自助グループ・民間団体等が参画し、体験談の講演を行う。	関係機関職員研修等において、20回、43名の方に体験談等の講演をいただいた。	○：概ね予定どおり
67	Ⅴ. 大阪独自の支援体制の推進	重点⑦	OATISによる取組みの推進	依存症総合支援センター（大阪府こころの健康総合センター）と依存症治療・研究センター（大阪精神医療センター）が連携して形成する大阪依存症包括支援センター（OATIS）において、医師、ケースワーカー、心理職など多職種による相談支援などの取組みを進める。	「依存症相談支援センター」と「依存症治療・研究センター」とのミーティング等を通じて、双方の取組みにコミットしあう。	O A T I S 連絡会議を4回開催	○：概ね予定どおり
68	Ⅴ. 大阪独自の支援体制の推進	重点⑦	「（仮称）大阪依存症センター」の整備	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対する支援の拠点として、新たに「（仮称）大阪依存症センター」を整備する。	「（仮称）大阪依存症センター」の機能についての検討を行う。	・（仮称）大阪依存症センター機能検討会議を2回開催。 ・センターが担う4機能（相談・医療・回復へのワンストップ支援、普及啓発・情報発信、調査分析、人材養成）のうち、「相談・医療・回復へのワンストップ支援」及び「普及啓発・情報発信」の2機能についてとりまとめ。	○：概ね予定どおり
69	Ⅴ. 大阪独自の支援体制の推進	重点⑦	「（仮称）大阪依存症センター」の整備	整備にあたっては、市町村や医療機関、精神保健福祉センター、保健所、民間団体等と連携し必要な支援を行えるよう、「（仮称）大阪依存症センター」の機能等に関する検討を進める。	推進会議等において、市町村や医療機関、精神保健福祉センター、民間団体等と連携し必要な支援が行うことができるよう検討を行う。	1回以上開催	○：概ね予定どおり
70	Ⅵ. 調査・分析の推進	重点⑧	ギャンブル等依存症に関する実態調査	府におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握するための府民を対象とした調査を実施する。	府域におけるギャンブル等依存症に関する実態調査を実施する（1回）。	「健康と生活に関する調査」を実施。今年度の調査結果と併せて、令和5年度～令和7年度調査の3か年比較分析報告書を作成し、公表。	○：概ね予定どおり
71	Ⅵ. 調査・分析の推進	重点⑧	ギャンブル等依存症に関する実態調査	府におけるギャンブル等依存症に関する効果をより正しく把握できるような調査方法について、有識者の意見等も踏まえて検討する。	ギャンブル等依存症対策の効果を正しく把握するための調査方法について、有識者から意見を聞き、検討を行う。	・（仮称）大阪依存症センター機能検討会議を2回開催。 ・センターが担う4機能（相談・医療・回復へのワンストップ支援、普及啓発・情報発信、調査分析、人材養成）のうち、「相談・医療・回復へのワンストップ支援」及び「普及啓発・情報発信」の2機能についてとりまとめ（令和6年12月公表）。	○：概ね予定どおり

No	基本方針	重点施策	第2期計画における具体的な取組み		令和7年度の取組予定 (取組予定の具体的な内容、スケジュール等)	令和7年度の実績(値)	
			項目	概要		取組内容等	達成状況
72	Ⅵ. 調査・分析の推進	重点⑧	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等の実状把握	支援対象者の実態把握・明確化等に努めるべく、ギャンブル等依存症の本人やその家族等を対象とした調査・分析を実施、また、ギャンブル等依存症が社会に与える影響について把握するための知見の収集等を実施する。	ギャンブル等依存症の本人やその家族等の実態の把握を行う。	ギャンブル等依存症の本人やその家族等の実状の把握	○：概ね予定どおり
73	Ⅶ. 人材の養成	重点⑨	段階的養成プログラムの作成	相談員を養成するためのプログラムを作成し、養成研修を実施する。	相談員を養成するためのプログラムについて、今後の検討に向け、有識者の意見を聴取する。	会議等において有識者の意見を聴取	○：概ね予定どおり
74	Ⅶ. 人材の養成	重点⑨	様々な相談窓口等での相談対応力の向上	相談拠点における相談員等を対象に、ギャンブル等依存症に関する対応力向研修等を実施する。	依存症相談拠点の相談員を対象に、スキルアップのための研修を実施する。	・地域の相談窓口の研修を開催 依存症相談対応・実践研修：4回 554名（オンデマンド含む） 依存症相談対応・強化研修：2回 93名 事例検討会（依存症相談拠点対象）：2回 21名	○：概ね予定どおり
75	Ⅶ. 人材の養成	重点⑨	様々な相談窓口等での相談対応力の向上	多重債務、貧困、虐待、自殺等の様々な相談窓口担当者等を対象とした、ギャンブル等依存症についての正しい知識や支援スキルを習得するための研修を実施する。	さまざまな相談窓口職員を対象に、依存症の基礎知識や、相談の受け方等についての研修を実施する。	・地域の相談窓口等の研修を開催 ベーシック研修：3回 162名 依存症相談対応・基礎研修：4回（オンデマンド含む）335名	○：概ね予定どおり
76	Ⅶ. 人材の養成	重点⑨	様々な相談窓口等での相談対応力の向上	多重債務、貧困、虐待、自殺等の様々な相談窓口担当者等を対象とした、ギャンブル等依存症についての正しい知識や支援スキルを習得するための研修を実施する。	府内小中高支援学校教職員を対象に、「精神疾患の理解と対応」をテーマとした学校教育相談課題別研修を8月に実施する。 受講者数（見込み）：60名	・府内小中高支援学校教職員を対象に、「精神疾患の理解と対応」をテーマとした研修を実施した。 【実績値】 学校教育相談課題別研修C（精神疾患の理解と対応）（8月） 参加者数：60名	○：概ね予定どおり
77	Ⅶ. 人材の養成	重点⑨	様々な相談窓口等での相談対応力の向上	多重債務、貧困、虐待、自殺等の様々な相談窓口担当者等を対象とした、ギャンブル等依存症についての正しい知識や支援スキルを習得するための研修を実施する。	ギャンブル等依存症問題を有する生活保護者へ適切な支援を行うことができるよう、政令市を除く府内福祉事務所（35箇所）に対し、「こころの健康総合センター」が主催する依存症等研修への参加を促すとともに、相談窓口等について情報提供を行う。	・生活保護担当ケースワーカー全国研修会 参加人数（政令・中核市含む）：22名（対面）	○：概ね予定どおり
78	Ⅶ. 人材の養成	重点⑨	様々な相談窓口等での相談対応力の向上	多重債務、貧困、虐待、自殺等の様々な相談窓口担当者等を対象とした、ギャンブル等依存症についての正しい知識や支援スキルを習得するための研修を実施する。	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行なうことができるよう、市町村等の生活困窮者自立支援制度従事者に対し、ギャンブル等依存症に関する内容の研修を実施する。	・市町村生活困窮者自立支援制度担当課長連絡会議にてギャンブル等依存症の相談窓口やポータルサイト等の情報提供を行った。 市町村職員参加人数（政令・中核市含む）：47名（対面） ・府内市町村等の生活困窮者自立支援制度従事者に対し、「こころの健康総合センター」が主催する依存症等研修について周知を行い、参加を促した。	○：概ね予定どおり
79	Ⅰ. 普及啓発の強化	重点②	府民への普及啓発	オンラインカジノの違法性等について広報啓発を行う。	・オンラインカジノの違法性等について、大阪市が管理する観光案内板のデジタルサイネージ、府警の安まちメール・Xへの配信やウェブサイトを活用して広報啓発を行う。 ・大阪府と連携し、検索サイトやSNSで「オンラインカジノ」等検索した対象者の画面上に注意喚起のメッセージを表示させる。 ・東大阪市と連携し、同市の市政だよりにオンラインカジノは違法である旨の警告文を掲載する。	・毎月、オンラインカジノの違法性や危険性を周知するため、警告文・ポスター画像を安まちメールやXに配信し、常時、大阪府警ウェブサイトでも同様の広報を実施した。 ・府下警察署にオンラインカジノの違法性を周知するポスター約260枚を配布し、警察署管内の行政機関・公共交通機関等に掲示を依頼した。 ・コミュニティFM局である「YES-fm」のラジオ番組に出演し、オンラインカジノの違法性等の広報啓発を実施した。 ・大阪府と連携し、少年等の若年層に対して、検索サイトやSNSの画面上に啓発画面を表示して注意喚起を行う方法により広報啓発を実施した。 ・東大阪市と連携し、同市の市政だよりによりオンラインカジノは違法である旨の警告文を掲載した。	○：概ね予定どおり

No	基本方針	重点施策	第2期計画における具体的な取組み		令和7年度の取組予定 (取組予定の具体的な内容、スケジュール等)	令和7年度の実績(値)	
			項目	概要		取組内容等	達成状況
80	VII人材の養成	重点⑨	地域支援人材の養成	依存症について正しく知ってもらうための依存症の基礎知識についての啓発ツールを作成し、さまざまな相談窓口職員研修等で活用してもらえるよう、関係機関へ周知する。	依存症について正しく知ってもらうための依存症の基礎知識についての啓発ツールを作成し、関係機関へ周知する。	・地域の支援者が、依存症について気軽に学ぶことができるための動画・スライドを作成し、保健所等の関係機関へ周知した。	○：概ね予定どおり
81	VII人材の養成	重点⑨	地域支援人材の養成	さまざまな相談窓口職員が、相談者のギャンブル等依存症の問題に気づき、適切に依存症の相談窓口につなぐための簡易介入マニュアルを作成する。	地域支援人材向けギャンブル等依存症簡易介入マニュアルを作成する。	・地域支援者向けギャンブル等依存症簡易介入マニュアルを作成し、保健所や市町村等の窓口へ周知を行った。	○：概ね予定どおり